

令和4年6月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

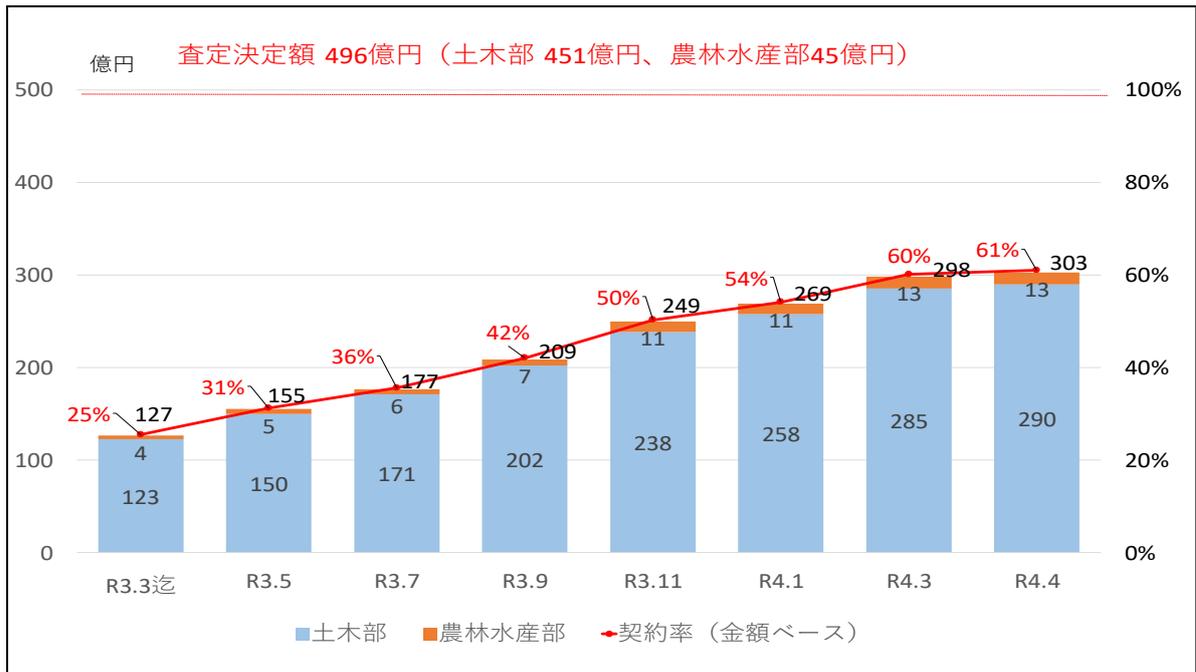
- ① 災害復旧事業の進捗状況及び入札契約制度の見直し等について

農 林 水 産 部

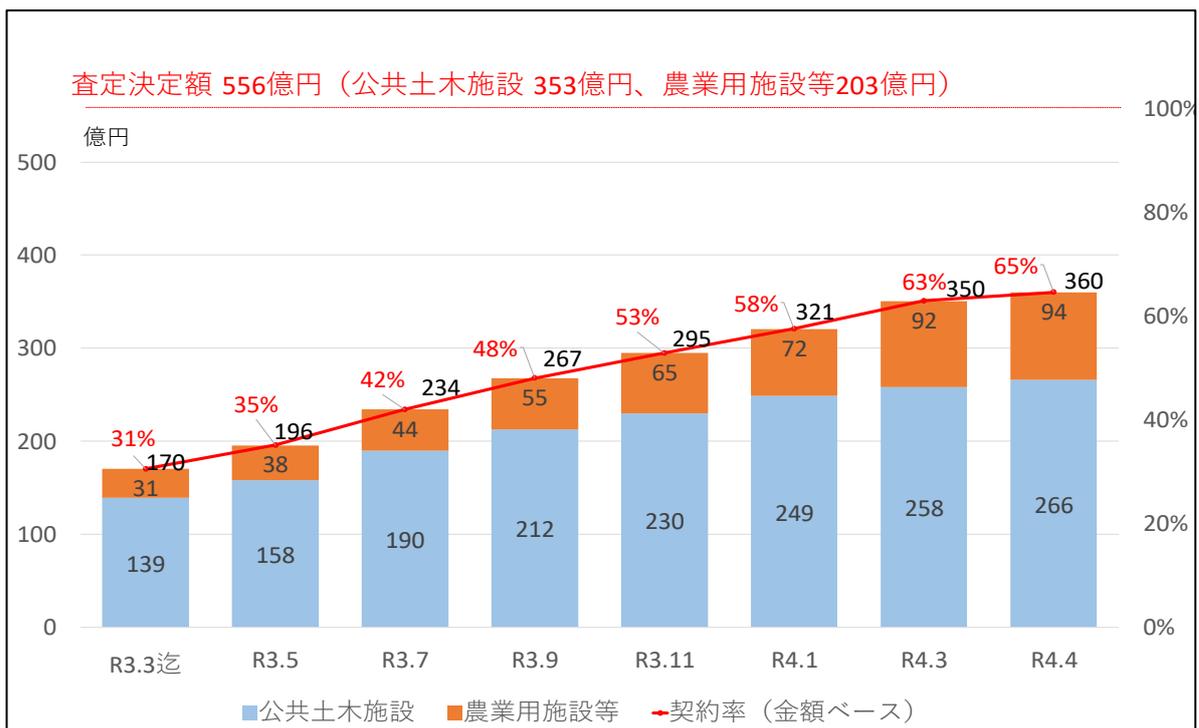
災害復旧事業の進捗状況及び入札契約制度の見直し等について

1 令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況

全体事業費496億円のうち、令和4年4月末の契約額は303億円で、61%が契約済み



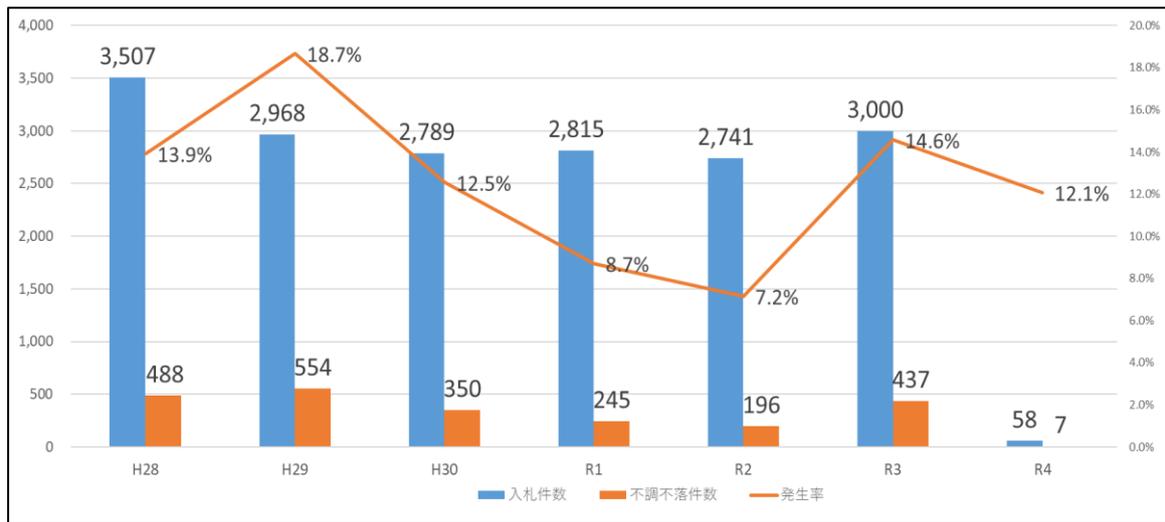
《参考》市町村の進捗状況



2 県工事（農林水産部・土木部）の不調・不落の状況

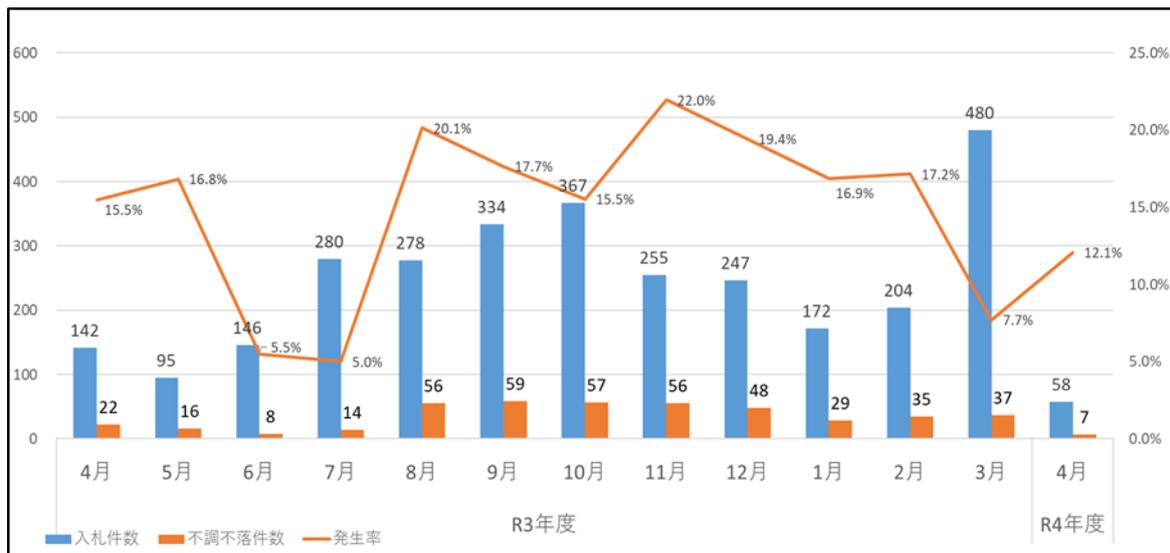
県工事の不調・不落率は、令和2年7月豪雨災害以降上昇し、令和3年8月から11月にかけてピークとなり、その後下降傾向にある。
特に災害復旧工事が集中している、阿蘇、八代、芦北、球磨地域で県平均を上回っている。

① 年度別（熊本地震後）の状況



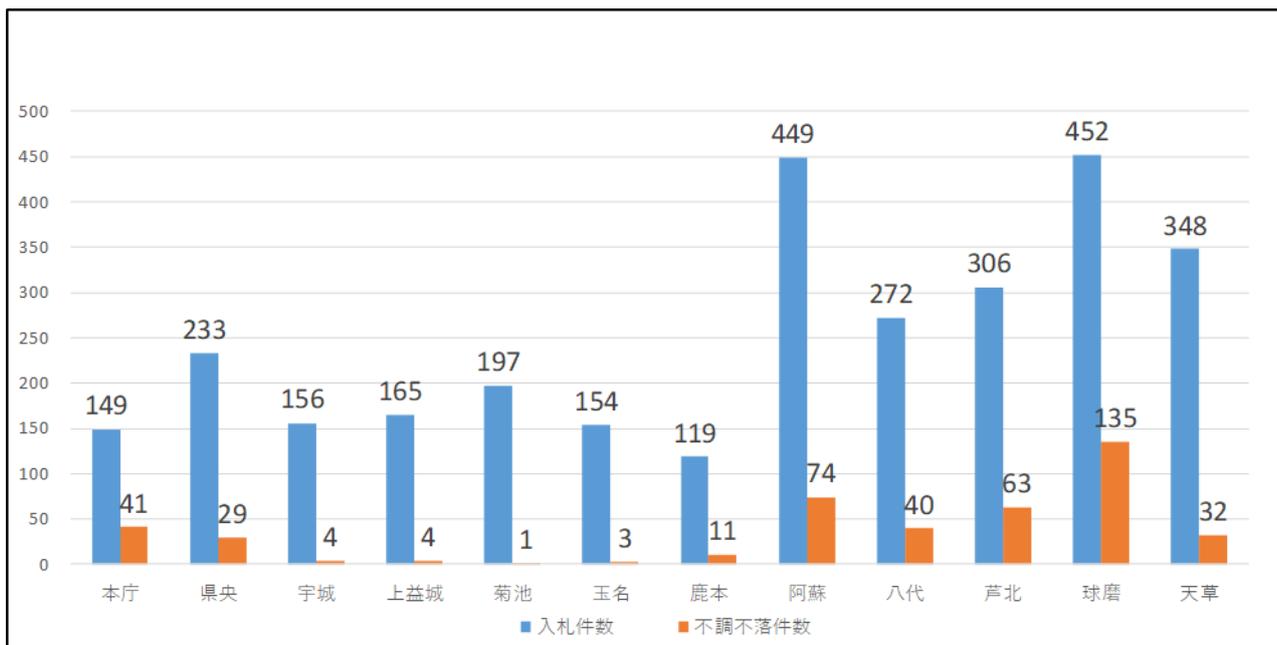
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(4月末)
入札件数	3,507	2,968	2,789	2,815	2,741	3,000	58
不調不落件数	488	554	350	245	196	437	7
発生率	13.9%	18.7%	12.5%	8.7%	7.2%	14.6%	12.1%

② 月別の状況



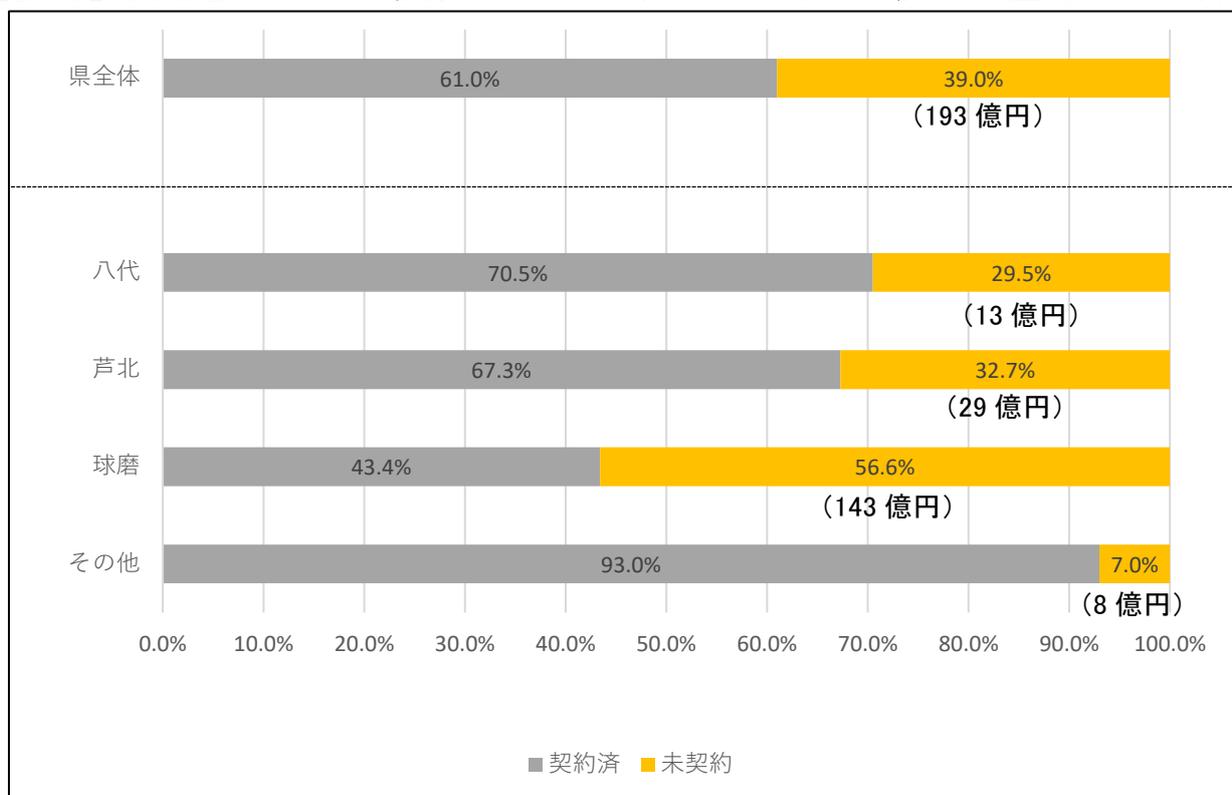
	R3年度												R4年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
入札件数	142	95	146	280	278	334	367	255	247	172	204	480	58
不調不落件数	22	16	8	14	56	59	57	56	48	29	35	37	7
発生率	15.5%	16.8%	5.5%	5.0%	20.1%	17.7%	15.5%	22.0%	19.4%	16.9%	17.2%	7.7%	12.1%

③ 発注機関別（令和3年度）の状況



	本庁	県央	宇城	上益城	菊池	玉名	鹿本	阿蘇	八代	芦北	球磨	天草	合計
入札件数	149	233	156	165	197	154	119	449	272	306	452	348	3,000
不調不落件数	41	29	4	4	1	3	11	74	40	63	135	32	437
発生率	27.5%	12.4%	2.6%	2.4%	0.5%	1.9%	9.2%	16.5%	14.7%	20.6%	29.9%	9.2%	14.6%

【参考】災害復旧事業の契約状況（令和4年4月末：農林水産部・土木部）



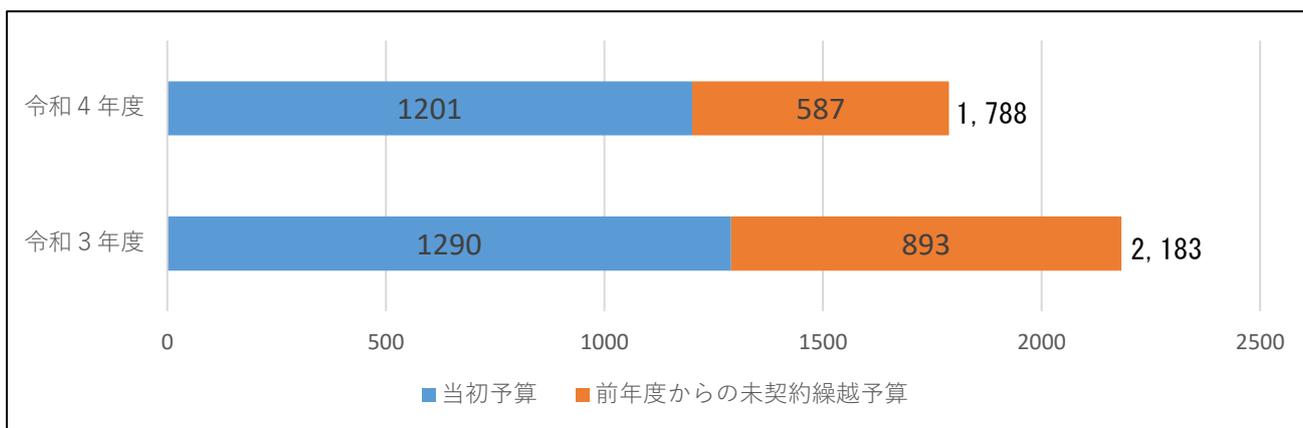
3 令和4年度の工事発注見込み等について

県（農林水産部・土木部）の令和4年度当初の投資的経費の予算額は、1,788億円となっており、令和3年度の2,183億円に比較して減少しているものの、例年の執行額を上回る額を確保している。特に、災害関連事業についても引き続き多くの事業を実施する必要があるため、未契約繰越分を解消し、早期の復旧・復興を進める必要がある。

なお、九州地方整備局において、令和3年度の補正予算で県南地域の豪雨災害関連工事として239億円が予算化されており、今年度、これまでの応急復旧から本格的な復旧工事に着手予定。

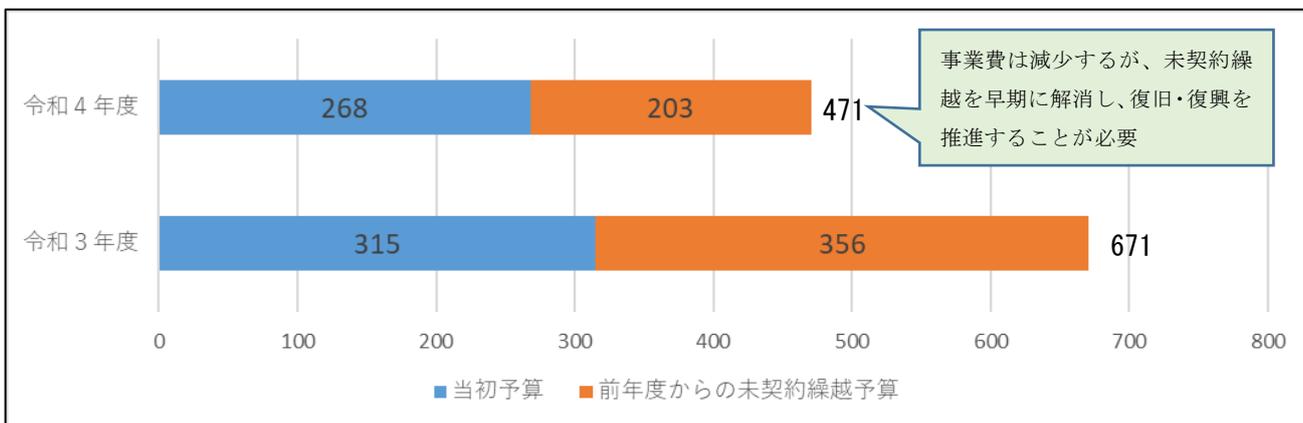
① 県予算の投資的経費の状況

【単位：億円】



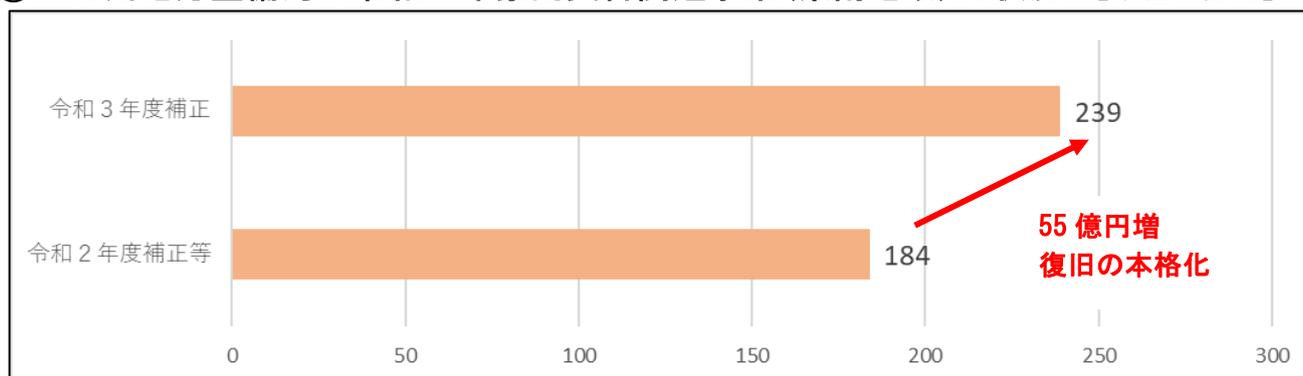
② ①のうち令和2年豪雨災害関連事業の状況

【単位：億円】



③ 九州地方整備局の令和2年豪雨災害関連事業(県南地域)の状況

【単位：億円】



4 建設企業の現状

県内建設企業の土木一式工事（公共工事元請）の現在の手持ち工事は、A 1 等級工事で 1 者平均 5.9 件となっており、県南地域においては、A 1 等級は 5 から 10 件、A 2 等級で 2 から 5 件と、令和 2 年 7 月豪雨前の同時期と比較すると増加している。

なお、県南地域の B 等級企業は 0.5 件から 1 件となっており、下請けに対応しているものと考えられる。

また、建設企業からは、県内全域に国土強靱化事業等の発注が見込まれることなどから、「県南地域への参入よりも地元工事を優先したい」との意見や「B 等級企業には元請として受注する余力がある」との声が聞かれた。

① 1 者あたりの公共工事（元請）の手持ち状況

【A 1 等級企業】

【単位：件】

等級	地区	県全体			八代			芦北			球磨		
		業者数	R4	【参考】R2	業者数	R4	【参考】R2	業者数	R4	【参考】R2	業者数	R4	【参考】R2
A1		62	5.9	6.2	7	6.4	4.9	2	5.5	5.0	5	10.2	9.4

※公共工事受注データベースにおける、各年度 5 月 1 日時点の登録件数

【県南 3 地域の A 2・B 等級企業】

【単位：件】

等級	地区	八代			芦北			球磨		
		業者数	R4	【参考】R2	業者数	R4	【参考】R2	業者数	R4	【参考】R2
A2		25	2.2	2.2	17	3.5	2.7	20	4.7	3.1
B		39	0.5	1.0	22	0.7	1.5	43	1.0	1.6

※公共工事受注データベースにおける、各年度 5 月 1 日時点の登録件数

② 建設業協会各支部との意見交換における県南地域の災害関連工事に関する主な発言

- ・ 県内全地域に国土強靱化事業等の工事があり、地元工事を優先したい。
- ・ 県南地域以外にも災害復旧事業があり、地元を優先している。（阿蘇・鹿本）
- ・ 遠方のため、現地までの移動に係る職員の身体的負担が心配。（県北）
- ・ 県南地域の土地勘（地権者、関係機関、団体など）がなく、工事施工に関する各種調整に時間を要する。
- ・ B 等級企業の一部には元請としての受注余力がある。（八代）

5 令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し（第5弾）について

令和2年7月豪雨等により甚大な被害を受けた公共土木施設等の一日も早い復旧・復興を図り、県民の安全安心を確保するため、土木一式A2等級工事の不調・不落対策として、次のとおり取り組む。

○災害関連等工事（土木一式工事B等級）の発注標準引き上げ

令和4年度の投資的経費は、例年の執行額を上回る額を確保しているところ。特に、県南地域では引き続き災害関連等工事の発注を多く予定しており、国道219号など国の直轄代行による復旧工事も本格化する。

このため、A1等級企業においては、多くの手持ち工事がある中、今後の更なる受注は厳しいことが見込まれるため、復興JVとしてA2等級企業によるA1等級工事への積極的な参入を促すこととしている。

これに伴い、A2等級工事の不調・不落の増加が懸念されることから、現在のA2等級工事の小規模なものについて、B等級企業に担ってもらうことで、不調・不落の防止を図る。

【対象工事(業種)】 災害関連等工事（土木一式工事）

【対象地域】 県南広域本部・芦北地域振興局・球磨地域振興局管内

【施行期間】 令和4年7月1日～令和5年3月31日

【引き上げ内容】

[単位：万円]

等級	現在	引上げ(案)	(参考)熊本地震前
A1	7,000以上	7,000以上	5,500以上
A2	1,500以上7,000未満	3,000以上7,000未満	1,100以上5,500未満
B	500以上1,500未満	500以上3,000未満	330以上1,100未満
C	500未満	500未満	330未満

※ 災害関連等工事

- ① 令和2年発生災害復旧工事
- ② ①に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事
- ③ ①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
- ④ 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事

【参考】これまでの入札契約制度見直し

時期	実施内容
第1弾 【令和3年1月～】	<p>○指名競争入札対象の拡大（土木一式工事、舗装工事、法面処理工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連等工事（※） ・3千万円未満を7千万円未満に引き上げ
第2弾 【令和3年4月～】	<p>○指名競争入札対象の拡大（土木一式工事、舗装工事、法面処理工事） （～令和3年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連等工事 ・令和2年度予算（未契約繰越分）の国土強靱化等に係る工事 ・3千万円未満を7千万円未満に引き上げ
	<p>○総合評価落札方式（簡易型）の拡大等（土木一式工事、舗装工事、法面処理工事） （土木一式工事～令和3年10月、舗装工事・法面処理工事～令和3年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連等工事 ・参加資格に施工実績を設定する工事（予定価格が2億円以上5億円未満）で、施工計画の提案を求める総合評価落札方式（基本型）を施工計画の提案を求めない総合評価落札方式（簡易型）に見直し ・予定価格が5億円以上の工事は総合評価落札方式（基本型Ⅱ：施工計画6項目）を総合評価落札方式（基本型Ⅰ：施工計画4項目）に見直し
第3弾 【令和3年10月～】	<p>○指名競争入札対象の拡大の一部延長（土木一式工事） （令和3年10月～令和4年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連等工事 ・3千万円未満を7千万円未満に引き上げ
	<p>○復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）の導入 （令和3年11月～令和5年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連等工事（土木一式A1等級工事） ・現行の組み合わせに以下の組合せを導入 <ul style="list-style-type: none"> 【3億円以上5億円未満】 A1・A2・A2（3者） 【7千万円以上3億円未満】 A1・A2（2者） A2・A2（2者）（1億4千万円未満）
	<p>○総合評価落札方式（災害関連等工事型）の導入（令和3年11月～令和5年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域精通度、地域貢献度の評価項目を設定しない ・復興JVでの入札参加を評価項目に追加（7千万円以上3億円未満）
	<p>○総合評価落札方式（通常工事型）における評価項目の改定 （令和3年11月～令和5年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連等工事の受注件数を評価項目に追加
第4弾 【令和4年4月～】	<p>○指名競争入札対象拡大の延長（土木一式工事） （～令和4年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連等工事 ・3千万円未満を7千万円未満に引き上げ
	<p>○復興JV（A2・A2JV）の請負対象金額の引き上げ （～令和5年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A2・A2JVの請負対象金額を1億7千万円に引き上げ
	<p>○現場代理人常駐義務の緩和 （期間を限定せず）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7千万円未満（3件以内）の請負金額合計の上限を廃止

令和4年6月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

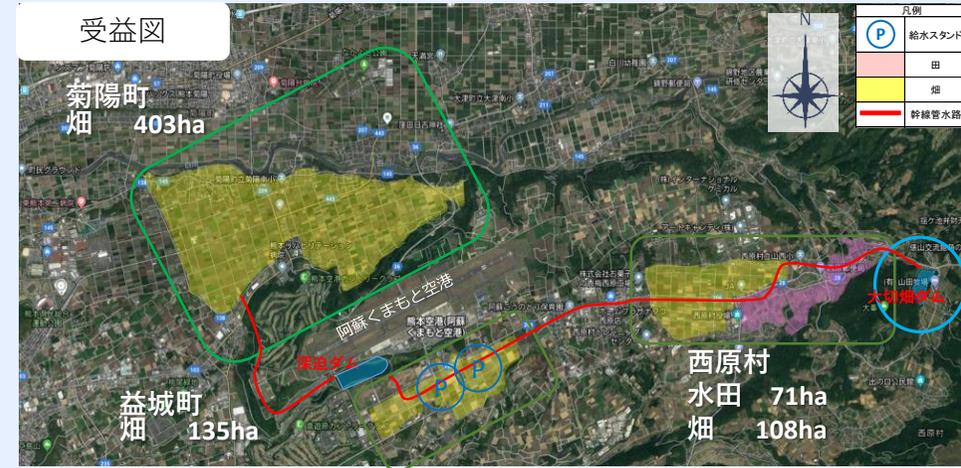
② 大切畑地区県営農地等災害復旧事業の進捗状況
について

農 林 水 産 部

1. 大切畑ダムの被害の概要

(1) 既存施設の概要

- ・本施設は、約160年前の安政6年（1859年）に阿蘇郡西原村の水田・畑の農業用水確保のため、築造されたため池。
- ・昭和45～50年「高遊原地区県営かんがい排水事業」によりため池の堤体のかさ上げを実施。
- ・施設諸元は次のとおり。
 - （堤高）23m
 - （堤長）160.5m
 - （総貯水量）85万1千トン
 - （受益面積）西原村、益城町、菊陽町の717ha（水田71ha、畑646ha）



(2) 被害の概要

熊本地震の本震（西原村：震度7）によって、地表に断層が出現（地表地震断層）するなどにより、主に次の箇所に被害が発生し、ダム機能が失われた。

- ①ダム堤体の亀裂
- ②洪水吐側壁の傾倒
- ③ダム護岸の損傷
- ④取水設備操作室の傾倒
- ⑤取水トンネルの損傷



3. 大切畑ダム本体工事の進捗状況

(1) これまでの取組み

- ・令和元年12月にダム本体工事の請負契約を締結。
- ・令和2年12月からダムへの流入水の切り廻し（転流）を開始し、現在、①築堤に用いる掘削土の仮置き場の整備、洪水吐工の基礎改良、②池敷き及び仮締切堤の基礎部の掘削を実施中。

■ダム本体工事（現契約の状況）

- ① 工事名：平成31年度債務 県営災過年 第0049-0-101号 大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事
- ② 工期：令和元年12月14日～令和6年2月29日
- ③ 契約金額：（当初）63億円（現契約額）70億円
- ④ 契約相手：熊谷・杉本・藤本・肥後建設工事共同企業体

■ダム本体工事の主な工種

- ① 堤体工（仮締切堤工、本堤工）
- ② 池敷工（池敷掘削、池敷ブランケット工、法面工）
- ③ 洪水吐工（洪水吐工、グラウチング工、法面工）
- ④ 取水設備工（斜樋工（躯体））
- ⑤ 仮設工（仮置き場造成工、転流工、排水設備工）



(2) 進捗状況

・令和5年度中の完了を予定していたが、転流開始の遅れや築堤に用いる掘削土の選別に手間がかかるなど、不測の事態が重なったため工事の完了は1年9か月延びて、令和7年度となる見込み。

■進捗の遅れの主な要因

- ① 先行する仮排水トンネル工事で発生した予期せぬ湧水への対応に期間を要した
- ② 築堤に用いる現地の掘削土に転石が含まれていたため、材料の選別に期間を要した
- ③ R2. 7月豪雨により、排水処理に時間を要した



4. 大切畑ダム本体工事の対応状況

施工上の課題

- ・ダム本体工事を進めるに当たり、現場で予期せぬ課題が発生している。
- ・主に「堤体基礎地盤からの湧水」「洪水吐基礎地盤の不良」「転石の出現」の課題が発生。
- ・これら課題に対応するため13～17億円の新たな対策工事が必要となる見込み。
- ・加えて、資材高騰により工事費が増額となる見込み。

(1) 堤体基礎地盤からの湧水

堤体基礎地盤において、湧水及び降雨時の排水不良が確認され掘削や盛立作業が困難なため、排水管などを設けて処理する必要が生じた。

降雨後の滞水状況



湧水状況



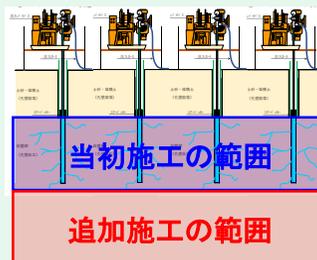
排水管敷設状況



(2) 洪水吐基礎地盤の不良

貯留水の迂回浸透を抑制するため、地盤の隙間に薬液を注入して遮水層を設ける計画であるが、詳細な調査の結果、当初計画よりも深い範囲で改良が必要となった。

薬液注入状況



(3) 転石の出現

築堤に用いる掘削土に転石が多く含まれており、小割作業やふるい分け作業が必要となった。

掘削状況



ふるい分け状況



転石状況

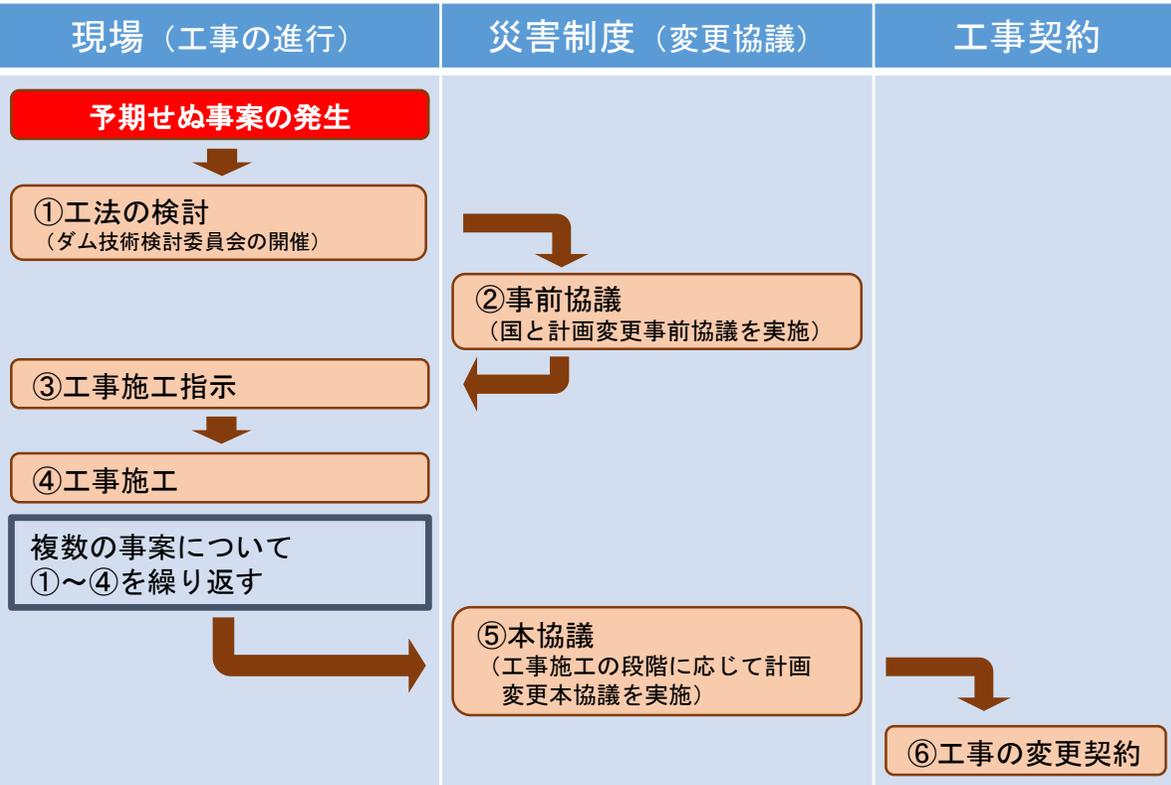


5. 大切畑ダム本体工事のスケジュール

スケジュール

- ・現場で発生した課題については、変更計画を作成のうえ、国（農林水産省と財務省）との変更協議が必要。
- ・変更計画作成後、9月までに国との変更協議を完了する予定。
- ・農地等災害復旧制度においては、国との変更協議を行った後、工事請負契約変更を締結するよう国から指導がなされている。
- ・国との協議が整えば、12月議会に契約変更の議案を上程予定。

(1) 災害復旧工事の流れ（工事の変更契約）



(2) 変更契約までのスケジュール

時期	変更計画の作成	国協議	変更契約
4月	① ③ ④		
5月			
6月			
7月			
8月		② ⑤	
9月			
10月			
11月			⑥
12月			変更契約

6. 受益地の営農支援

(1) 応急的な水源確保

- ・ 益城町の受益農地（102ha）の応急的な水源確保のため、農地等災害復旧事業において、深井戸ポンプを設置し、スタンド方式の給水施設を整備。



ポンプ利用状況



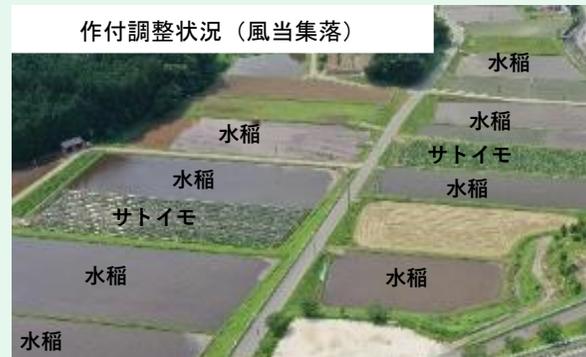
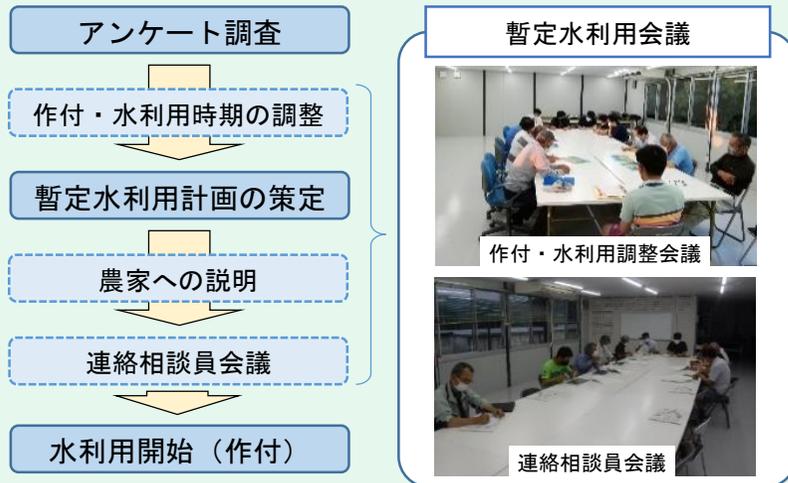
かんがい状況



かんがい状況

(2) 暫定水源の最大活用

- ・ 西原村の受益農地のうち水田（56ha）は、ダムへの流入水を活用した暫定用水で営農されている。
- ・ 暫定用水活用に当たっては、毎年、作付・水利用調整会議において水利用計画を策定し、限られた水を有効に利用されている。
- ・ 令和3年度は、14haの水稲作付がなされており、それ以外では、里芋、オクラなどの転作が行われている。
- ・ 西原村の畑（103ha）は、ダムへの流入水を利用し、被災前と同様に作付けが行われている。
- ・ 今後も作付けや水利用状況等の調査、検証を行い、限られた水を最大限に活用できるよう地元と一体となって取り組んでいく。
- ・ また、菊陽町の受益地（344ha）では被災前と同様に大切畑ダムへの流入水を深迫ダムに貯留し、作付けが行われている。



令和4年6月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

- ③ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（「みどり新法」）について

農 林 水 産 部

1 背景

- 気候変動、生物多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化
- 農林漁業・食品産業の持続的発展等のためには、生産から販売までの各段階での環境負荷の低減、こうした農林水産物等の流通・消費が課題
- **みどりの食料システム戦略**※を策定し、国連食料システムサミットやCOP26で世界に発信

関係者の行動変容と技術開発・普及により、環境と調和のとれた食料システムを確立

- 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(みどり新法)の成立 (R4. 4. 22) ⇒ **R4. 7. 1施行予定**

【参考】本県のこれまでの持続的農業への取組

- 平成2年度から「土づくり・減農薬運動」を全国に先駆け展開
- 平成17年度から「くまもとグリーン農業」を展開
- 平成27年度には、全国初となる「地下水と土を育む農業推進条例」を制定し、環境と調和した農業を推進

※【参考】みどりの食料システム戦略の概要

基本的な考え方

国では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として、令和3年5月に策定。

2050年までに目指す姿

- **2040年までに**
革新的な技術・生産体系を順次開発 (**技術開発目標**)
- **2050年までに**
革新的な技術等の開発を踏まえ、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現 (**社会実装目標**)

農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現

2050カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献

期待される効果

- ① 持続的な産業基盤
- ② 豊かな食生活、地域の雇用・所得の増大
- ③ 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

【KPIの例】

- 化学農薬使用量 ⇒ 50%削減
- 化学肥料使用量 ⇒ 30%削減
- 有機農業の取組面積 0.5% ⇒ 25%(100万ha)
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行等
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大

※政策手法のグリーン化：

- 2030年まで ➡ 施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
- 2040年まで ➡ 技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

2 法律の趣旨

- 農林漁業及び食品産業の持続的な展開等を図るため、
 - 環境と調和のとれた食料システムの確立に関する**基本理念等**を定める。
 - 農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する**認定制度の創設等**の措置を講ずる。

3 概要

(1) 基本理念等

■ 環境と調和のとれた食料システムの基本理念

- 農林漁業者、事業者、消費者等の関係者の理解の下、連携によりその確立を図っていく。
- 環境への負荷の低減と生産性の向上との両立に資する技術の研究開発等の推進及び農林水産物等の円滑な流通を確保する。

■ 関係者の役割の明確化

- **国及び地方公共団体は**、食料システムを図る上で必要な**施策を策定・実施する**責務を有する。
- 農林漁業者、食品産業等の**事業者は事業活動**を通じて、**消費者は農林水産物等の選択**を通じて、環境への負荷の低減に努める。

■ 国が講ずべき施策

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ○ 食料システムの関係者の理解の増進 | ○ 技術の研究開発及び普及の促進 |
| ○ 環境への負荷の低減に資する生産活動の促進 | ○ 環境への負荷の低減に資する食原材料の利用の促進 |
| ○ 農林水産物等の流通の合理化及び消費の促進 | ○ 環境への負荷の低減状況の把握・評価手法の開発 |

(2) 計画認定制度等の創設

■ 環境負荷低減事業活動の促進等に関する基本的な方針等

【 国（農林水産大臣） 】

- ⇒ 環境負荷低減事業活動[※]の促進の意義、目標等に関する**基本的な方針（以下「基本方針」）**を策定。
※土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減又は温室効果ガスの排出量の削減

【 都道府県・市町村 】

- ⇒ 共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する**基本的な計画（以下「基本計画」）**を策定し、農林水産大臣に協議し、その同意をもとめることができる。

■環境負荷の低減を図る農林漁業者の取組みの促進

- 農林漁業由来の環境負荷の低減を図る環境負荷低減事業活動の認定等
- 特定区域内で集団で行う環境負荷低減の効果を高める特定環境負荷低減事業活動の認定等
- 有機農業の団地化を進めやすくするための栽培管理協定の認可等

■新技術の提供等を行う事業者の取組みの促進

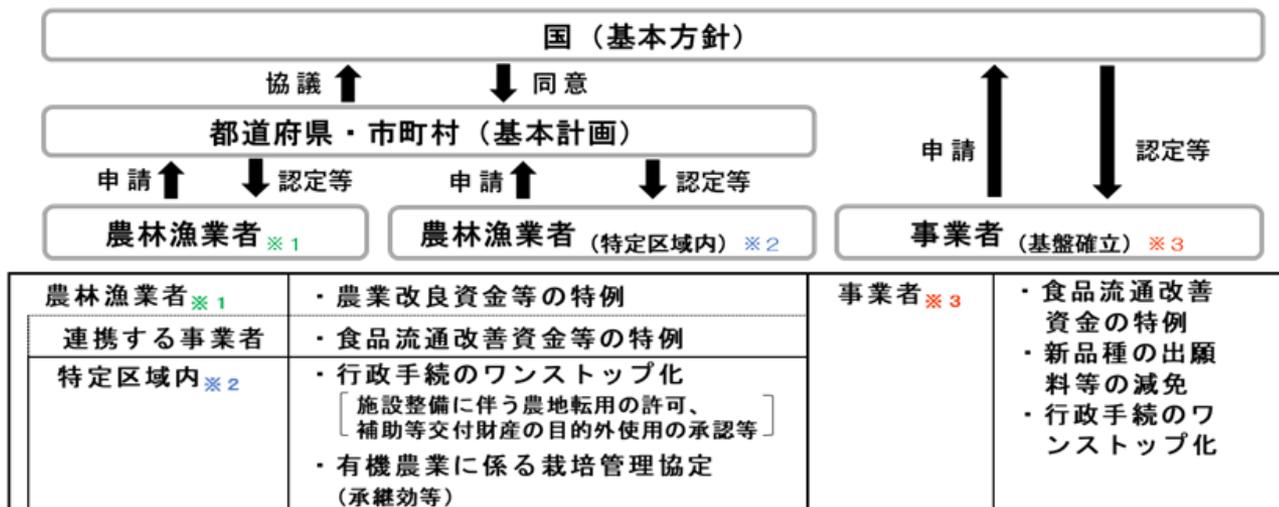
- 環境負荷低減事業活動等の効果を高める基盤確立事業の認定等

□環境負荷低減事業活動とは

【定義】 農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動。

- ①堆肥など有機質資材で土壌を改善させ、かつ、化学肥料や農薬を低減させる生産方式による事業活動
- ②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
- ③その他、別途、農林水産大臣が定める農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る個々の事業活動

<参考>認定等の枠組み及び支援措置



税制・融資で促進

○みどり投資促進税制の創設

計画認定制度に基づき設備を整備する場合に機械等は32%、建物は16%の特別償却を措置。

○資金繰り支援

日本政策金融公庫等の低利融資を措置。
生産者・事業者の資金繰りを支援。

- ※1：土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減、温室効果ガスの排出量削減
- ※2：地域ぐるみでのスマート農業技術の活用、有機農業の団地化等
- ※3：先進的技術の開発、新商品（食品）の開発等

4 今後の運用の流れ 【農林水産省作成資料より】

5月 ① 法律 公布 (5/2)

〔 政省令 公布 (手続規定) 〕

7月 ② 法律 施行 (7/1)

※ 持続農業法は廃止 (法附則第2条、P13)

〔 基本方針：パブコメ・審議会への
諮問 〕

9月

③ 国の基本方針 公表

告示・事務処理要領・申請書様式、税制ガイドライン等も併せて公表

(法第15条、P2)

10月
以降

④ 地方自治体の基本計画 作成開始

(法第16～18条、P3～)

④ 事業者の認定 受付開始
(基盤確立事業実施計画)

(法第39～44条、P11～)

⑤ 生産者の認定 受付開始

(環境負荷低減事業活動実施計画等)

有機農業栽培管理協定の認可 受付開始

(計画認定：法第19～30条、P6～)

(有機協定：法第31～38条、P10～)

* 地方自治体の基本計画の作成や事業者の計画認定等の手続は、法律の施行後、国の基本方針等を定めてからとなります。
基本方針は、説明会での御意見、パブリックコメント等を踏まえて策定していくこととなります。

5 基本計画の作成イメージ【農林水産省作成資料より】

- 基本計画は、地域のモデル的な取組の創出と横展開を効果的に進めるため、都道府県と市町村が共同して作成。
- 基本計画の作成に当たっては、都道府県等で策定済の既存計画を活用しながら、簡易に行うことができるよう運用していく考え。

都道府県

- 地域の特性を踏まえた広域 **ビジョンづくり**
- 推進体制の構築、新技術の普及など取組の **横展開**

連携

単独又は複数の市町村*

- 地域ぐるみの取組の促進に向けた **モデル案件**の創出
(新技術と現場とのマッチング、地域の土地の利用調整 等)

※自然的・経済的・社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする市町村

<作成のイメージ>

都道府県の主導で作成

基本

意欲ある市町村の発意で作成

可

(本体) 県が作成する計画
【県内全域をカバー】

※県で策定済みの既存計画の活用可
(例) 有機農業推進計画
持続農業法に基づく導入指針
温暖化対策法に基づく実行計画
県独自の農林漁業振興計画 等

税制特例の適用の基礎

(県内の全市町村と連名で公表)

(別紙)
市町村
の特定区域
(モデル地区)
の計画

市町村が作成する計画

主に当該市町村
における特定区域
(モデル地区)
を定める計画

※都道府県の支庁と相談

※市町村主導での作成や地域毎での作成が可能であり、同一都道府県内で複数の基本計画が作成されることがあります。

令和4年6月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

④ あさりの産地偽装問題に係る対応状況について

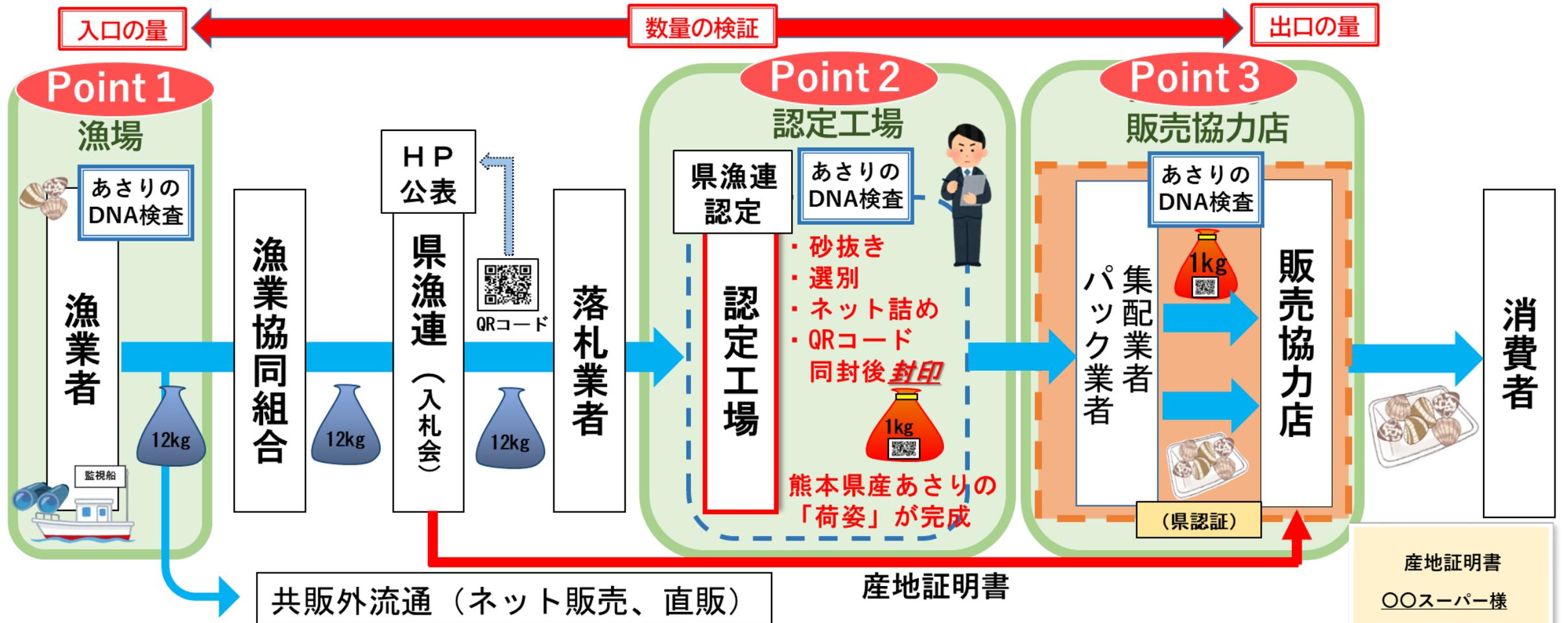
農 林 水 産 部

これまでの振り返り(あさり産地偽装への対応状況【R4.2～R4.6】)

日付	項目
R4. 2. 1	「熊本県産あさり緊急出荷停止宣言」 「産地偽装110番」の開設
R4. 2. 1	農林水産省による広域小売店におけるあさり産地表示の実態調査の結果公表
R4. 2. 8	農林水産省・消費者庁への緊急要望の実施 ・販売・流通調査の実施と連携した取締り体制の整備 ・「長いところルール」の見直し ・トレーサビリティ制度の構築とその取組みへの支援 ・科学的分析検査の体制整備への支援
R4. 2. 11	熊日新聞、読売新聞に一面広告「産地偽装は許さない」を掲載
R4. 2. 16	知事現地視察（玉名市・宇土市） ・蓄養場、網田漁協におけるあさり増殖の取組み、宇土おこしき館でのあさりの販売状況を視察
R4. 2. 18	補正予算「熊本県産あさりブランド再生事業(1.6億円)」を提案(2.28議決)
R4. 2. 22	第1回熊本県産あさりブランド再生協議会の開催
R4. 2. 22	科学的分析検査(DNA検査)体制整備のための国機関からの技術移転の完了
R4. 2. 24	農林水産常任委員会（先議）において対応状況を報告
R4. 3. 2	知事が代表質問において条例制定の方針を表明
R4. 3. 9	第17回有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員会において対応状況を報告
R4. 3. 10	第2回熊本県産あさりブランド再生協議会の開催
R4. 3. 11	農林水産常任委員会（後議）において対応状況を報告

日付	項目
R4. 3. 18	農林水産省・消費者庁によるあさり産地表示適正化のための対策の公表
R4. 3. 25	第3回熊本県産あさりブランド再生協議会の開催
R4. 3. 30	消費者庁による「食品表示基準Q&A」の一部改正の発出
R4. 4. 7	農林水産省へ「パリュチェーン連携推進事業」課題提案応募(4.26採択) ・QRコード等を活用したトレーサビリティシステムの構築
R4. 4. 11	農林水産省・消費者庁への追加要望の実施 ・迅速な流通・販売調査の実施と取締りの徹底 ・書類保存の義務化 ・育成(養殖)あさりの表示義務化
R4. 4. 12	熊本県産あさりモデル販売協定締結式(8団体・企業)の開催
R4. 4. 12	熊本モデル 第1ステージの開始 ・県漁連HPにおける入札情報や漁獲情報の公開 ・認定工場から同一規格により販売協力店へ流通
R4. 4. 15	「熊本県産あさりを守り育てる条例(素案)」パブリックコメント手続開始(～5.15)
R4. 4. 17	「くまもと春の海まつり」キャンペーンの開始(～5.8) ・知事トップセールスの実施：鶴屋百貨店
R4. 5. 30	第4回熊本県産あさりブランド再生協議会の開催
R4. 6. 11	熊本モデル 第2ステージの開始 ・デジタル技術を活用した流通監視体制の強化
R4. 6	「熊本県産あさりを守り育てる条例」県議会への提案

熊本モデル 第1ステージ



Point 1 漁場 : 漁獲・入札情報の見える化
Point 2 認定工場 : 荷姿 (1kg ネット) の統一
Point 3 販売協力店 : 店舗の認証、販売状況の確認

— DNA検査の実施 —

産地証明書
 ○○スーパー様

熊本県○○漁協で、○月○日から○月○日にかけて出荷された熊本県産あさりであることを証明します

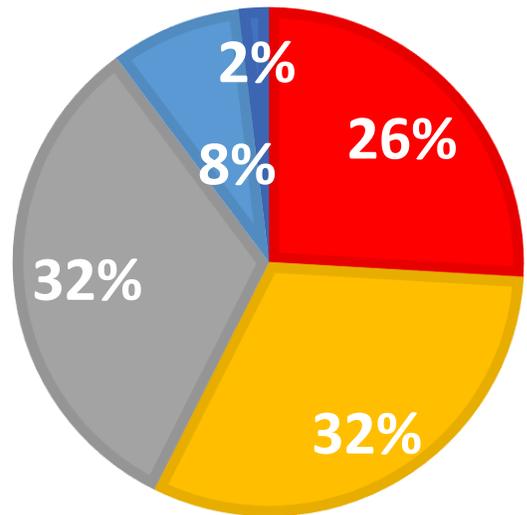
熊本県漁連
 ○○漁協

熊本モデル 第1ステージの検証（数字でみる第1ステージ）

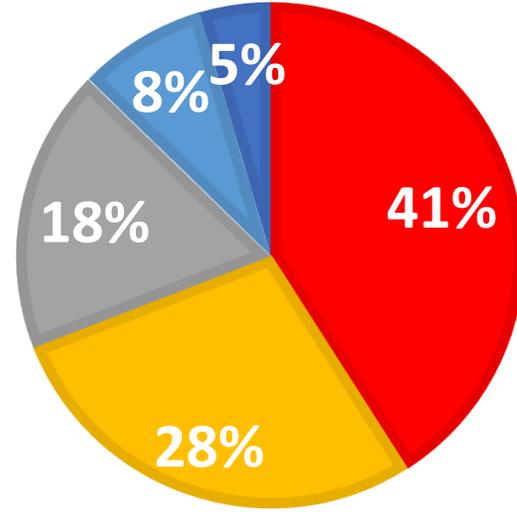
	Point 1	Point 2	Point 3	
	漁獲量 (うち漁連共販分)	認定工場数 (場所)	販売協力店数 (うち福岡県)	販売金額 (うち福岡県) 【試算値】
一潮目 (4月12日～22日)	8, 880 Kg (8, 001 Kg)	3 (熊本2、山口1)	93店 (0店)	34百万円 (4百万円)
二潮目 (4月24日～5月6日)	11, 344 Kg (11, 023 Kg)	4 (熊本2、山口2)	193店 (51店)	
三潮目 (5月9日～21日)	14, 066 Kg (13, 634 Kg)	4 (熊本2、山口2)	357店 (119店)	—
四潮目 (5月23日～31日)	11, 378 Kg (11, 322 Kg)	5 (熊本3、山口2)	374店 (119店)	—
合計	45, 668 Kg (43, 980 Kg)	5 (熊本3、山口2)	374店 (119店)	34百万円 (4百万円)

★ 販売協力店への聞き取り調査結果（消費者の反応について）

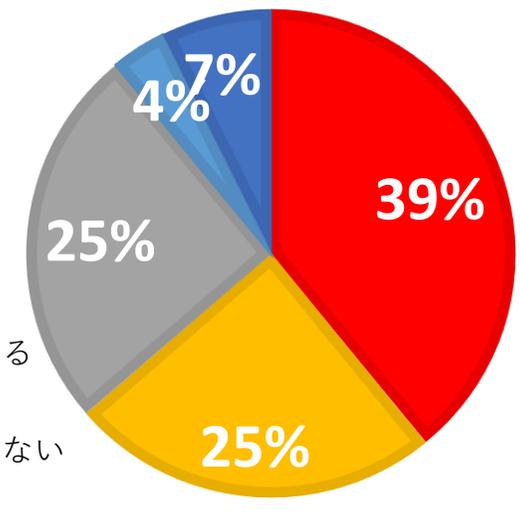
①出荷停止以前と比べて、
熊本県産あさりへのお客様の反応は？



②産地証明書の掲示は、お客様の
購買行動に繋がっていますか？



③くまモンシールの貼付は、お客様の
購買行動に繋がっていますか？



- ①良い
- ②どちらかといえば良い
- ③どちらでもない
- ④どちらかといえば悪い
- ⑤悪い

- ①繋がっている
- ②どちらかといえば繋がっている
- ③普通
- ④どちらかといえば繋がっていない
- ⑤繋がっていない

① 熊本県産あさりへのお客様の反応

→肯定的な意見 58%

② 「産地証明書」購買行動に繋がっているか

→肯定的な意見 69%

③ 「くまモンシール」購買行動に繋がっているか

→肯定的な意見 64%

【肯定的な意見】：産地証明書、識別表示シール、認証書を全て見える化する事で、
消費者にもわかり易く、安心・安全なシステムである。

熊本モデル 第2ステージ



熊本県産あさり産地証明支援システムの特徴 (QRコードを活用した産地情報伝達)

- 調達ルート及び流通量をデータベースに記録
- 産地証明書の産地情報を随時更新
- 直感的でわかりやすい操作性

- ・ 販売協力店の店舗数 (令和4年6月10日現在)
589店舗 (うち374店舗は第1ステージから移行)
- ・ 販売エリア 九州、中国・四国地方、兵庫県

【操作画面一例】

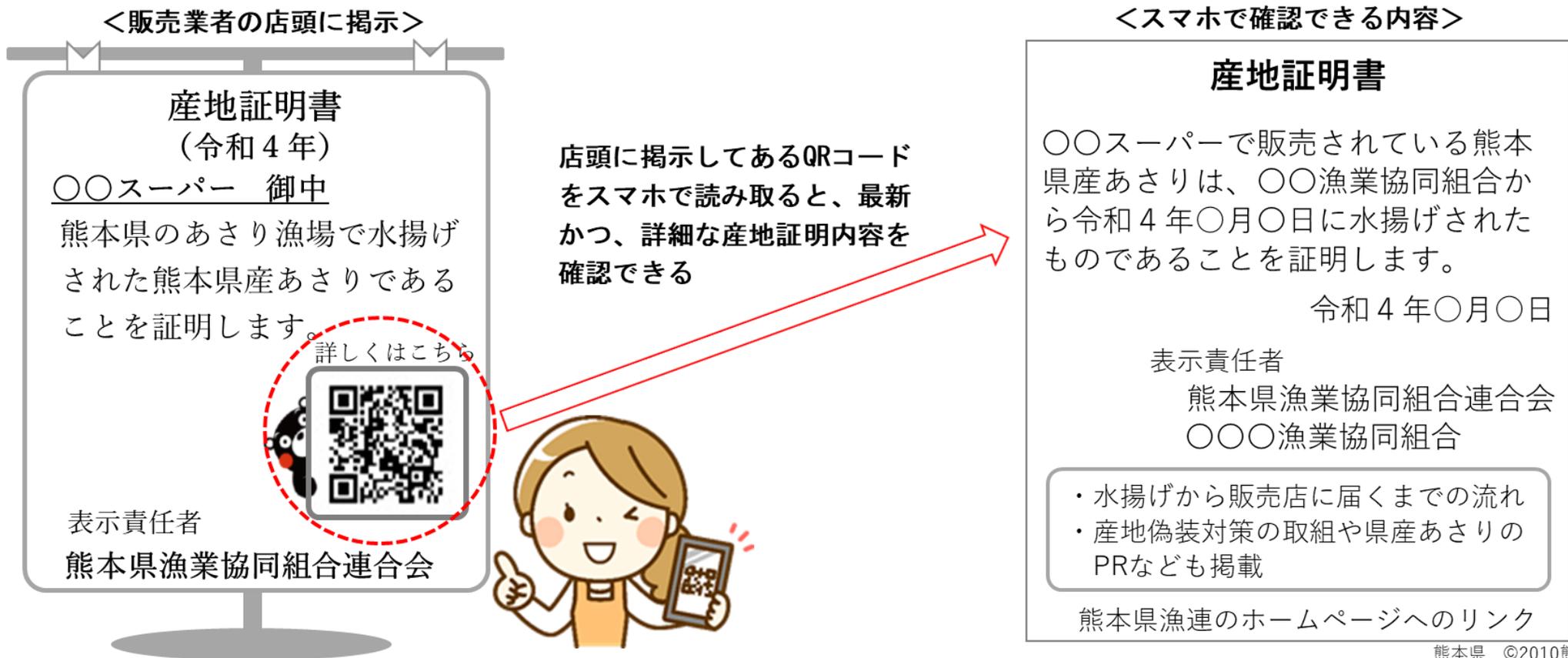


熊本県 ©2010熊本県くまモン

熊本モデル 第2ステージの対応

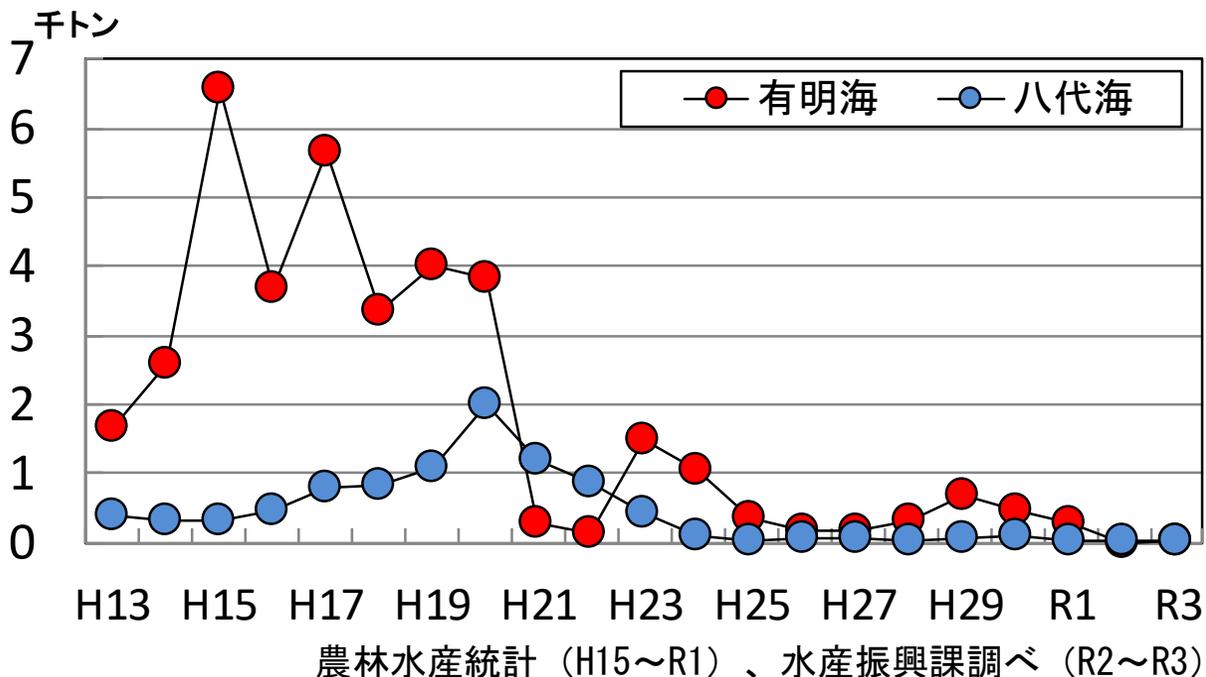
産地証明書についての考え方：消費者の信頼確保と販売業者の負担軽減の調和を図る

- ・ 産地証明書のQRコード（下図の赤丸の箇所）の情報が、“販売登録”を行うたびに自動更新（紙の印刷は1年に1回）
- ・ 消費者は最新の産地証明書をスマホで確認できる



アサリ資源回復に向けた取組み

【漁獲量の推移】



【令和4年の漁獲状況】

令和4年5月末現在

令和4年アサリ漁獲量 合計 54トン
(有明海44トン、八代海10トン)

令和4年に漁獲を行った漁協

【有明海】 6漁協

荒尾、松尾、海路口、川口、住吉、網田漁協

【八代海】 5漁協

竜北、鏡町、八代、二見、千丁漁協

【今後の漁獲の見通し】

- 今年は、5月末までの漁獲量が54トンで、令和3年の年間漁獲量35トンを超えている。
- 現在、順調に漁獲が行われており、被覆網や網袋設置等の増殖対策を行い、アサリの増産に向け取り組む。